

入学準備学用品費について

東根市では、小・中学生のお子さんの就学にあたり、経済的な援助が必要な世帯に対し、就学費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

制度に該当する世帯のうち、令和 8 年度に小・中学校に入学予定のお子さんがある世帯に対して入学前に「入学準備学用品費」を支給しております。

援助の限度額（年額）

令和 7 年度入学者実績額

区分	小学校	中学校
入学準備学用品費	57,060円	63,000円

※入学後に支給される「新入学用品費」を前倒して支給するものです。

援助を受けることができる方

- ・市民税が非課税の世帯
- ・児童扶養手当を受給している世帯 ④児童手当ではありません
- ・生活保護基準をもとに算定し、援助が必要と認められる世帯 など

援助を受けるためには

○令和 8 年度小学校入学予定者（平成 31 年 4 月 2 日～令和 2 年 4 月 1 日生まれ）

以下の①～③を教育委員会管理課（市役所 4 階）に直接提出してください。（郵送可）

- ① 入学準備学用品費の申請書
- ② 申請理由を証明する書類の写し（児童扶養手当証書の写しなど）
- ③ 振込先口座の通帳の写し（申請保護者名義のもの）

※ 申請書は管理課及び市内小・中学校に備えているほか、市ホームページからダウンロードも可能です。

○令和 8 年度中学校入学予定者（平成 25 年 4 月 2 日～平成 26 年 4 月 1 日生まれ）

就学援助を受けており小学 6 年生がいる場合→申請不要です。今年度の後期支給と併せて支給します。

就学援助を受けておらず小学 6 年生がいる場合→学校または教育委員会管理課へご連絡ください。

【 申請期限 】 令和 8 年 1 月 9 日(金)

【 支給予定日 】 令和 8 年 3 月上旬頃の予定です。

注意事項（必ずお読みください）

- ・入学後も引き続き就学援助を受けるためには、改めて令和 8 年度の就学援助の申請が必要となります。
- ・入学準備学用品費は、入学後に支給される新入学用品費を前倒して支給するものです。新入学用品費との重複受給はできませんのでご注意ください。
- ・入学準備学用品費受領後、同年 3 月末までに東根市外に転出される場合、全額返還を求める場合がありますのでご注意ください。

●お問い合わせ先

東根市教育委員会管理課総務係 Tel0237-42-1111 内線 3514